

# 令和8年度 あゆ祭「屋台村」 出店募集要項

## 1. 概要

令和8年度の第44回鳥取市あゆ祭の実施に伴い、「屋台村」出店業者を次に記載する諸条件に従い募集する。

## 2. 募集資格

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同6号に規定する暴力団員、並びに警察当局から排除要請がある団体又は個人については応募資格を有しない。

「警察当局から排除要請がある団体又は個人」とは

- ① 法人の役員等に暴力団員が含まれている団体又は暴力団員がその経営に実質的に関与している団体。  
※「役員等」の「等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で、役員以外の者」をいう。
- ② 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している団体又は個人。
- ③ 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している団体又は個人。
- ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体又は個人。

- (2) 過去または前年度に何らかのトラブルを起こしたり、注意事項を守らなかったりした場合は、次年度以降の出店は断るものとする。

## 3. 販売品目

### (1) 食品・飲料水等

- ① 食品衛生法に基づく営業許可を必要とする食品の露店販売については、保健所からの営業許可が必要であるため、出店者で事前に営業許可証を取得のうえ、申込時に写しを提出すること。  
※「主催者による営業類似行為開設届の一括提出」は行わない。
- ② 当日は気温が高くなることが予想されるので、変質・腐敗するような生ものの販売は認めない。
- ③ アルコール販売を行う場合、飲酒運転を注意喚起する看板を目立つ場所に設置すること。

### (2) 遊技・景品等

危険物の販売は禁止する。

※放射性同位元素が装備された羅針盤及び弾薬・爆弾等の模造品は危険物とする。

### (3) その他

主催者が販売不適と判断した品目については、販売を許可しない。当日の現場判断による場合は、当該物品の販売中止または出店許可の取り消しの対応を行いますので、予めご了承ください。

## 4. 出店料

- (1) 1ブースあたり25,000円 ※1団体2ブースまで、納付方法は第8項を参照。  
・ 1ブースのサイズ間口4m×奥行3m（テント2間×1.5間）  
・ スペースのみの提供となります。販売建屋はテント、車両のどちらでも可。  
・ 店舗の設営作業や必要物品（機器、照明・電源設備を含む）の調達は、各出店者の責任で行うこと。
- (2) 出店料は、納付後の出店キャンセルに伴う返金は行わない。  
※開催を中止（開始・終了時刻の変更、中断、延期を除く）した場合は、中止決定の連絡日から14日以内に出店者から申し出があった場合に限り返金する。

## 5. 実施概要

- (1) あゆ祭開催日時 令和8年8月1日(土) 17:00~21:00  
※少雨決行・荒天中止  
※開催中止の場合でも、実行委員会による補償や損害賠償は一切行いません。
- (2) 販売時間 15:30~21:00
- ① この時刻に販売を開始できるよう事前に入所し、準備を行うものとする。
  - ② 搬入・搬出用の車両は1台/ブースとし、事務局が発行する通行許可書を車の見える位置に提示し、作業終了後は直ちに所定の駐車場所に移動させること。  
※従事者用の自動車は、所定の駐車場所に駐車すること。
  - ③ 搬入・搬出車両の入所可能時間については、後日行う事前説明会時で連絡する。  
※予定 <搬入> 13:00~15:15  
<搬出> 21:30以降移動可 ※花火終了30分後から
  - ④ 販売物品が途中で完売したとしても、売店の撤収作業は21:30以降とする。
- (3) 販売場所 鳥取市河原町千代川袋河原広場 屋台村エリア  
※別添「あゆ祭会場レイアウト(構想案)」を参照。  
※出店区画は当実行委員会が決定し、事前説明会時に発表します。
- (4) 設営注記
- ① 水道施設がないため、水は各出店者で用意すること。
  - ② 店舗用の発電設備(発電機等)及び照明器具、机、椅子についても、出店者で用意すること。  
※発電機はガソリン式でも可。  
※燃料の携行缶は消防法令の基準に適合したものを使用し、給油する際は必ずエンジンを停止して行うこと。  
※会場内の来場者通行用の照明設備は主催者で設置します。
  - ③ 対象火気器具(ガスコンロ、炭火、石油ストーブ、発電機、ホットプレートなど、液体燃料・気体燃料・個体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具)を使用する場合は、店舗ごとに国家検定合格品(検定合格)の表示がある事業用消火器(対応種類や大きさの定めはなし)を1本備え付けること。  
※次に該当する消火器は「使用不可」です。  
□家庭用や、スプレータイプ・エアゾル式簡易消火器具  
□製造から10年以上経過している(耐圧性能検査を実施していれば可)  
□本体容器にサビ、キズ、変形(キャップのゆるみ)があるもの
  - ④ 消毒液等を準備し、店舗ごとに備え付けること。
  - ⑤ 購入者(来場者)用のごみ捨て場は、主催者で設置し、管理を行います。  
※出店者でも購入者(来場者)用のごみ袋(箱)を設置する場合は、当該出店者がごみ袋(箱)・掃除用具を準備し、溜まったごみは分別のうえ袋に入れて保管し、21:00~21:30の間に、所定のゴミ集積場所へごみ袋に入った状態で持参してください(主催者で処分します)。なお、所定の時間外の持込は不可です。  
※ごみ袋は、袋の中身が確認できる透明又は半透明のものに限ります。  
※分別が不十分な場合は、お引き受けをお断りしますので、ご注意ください。
  - ⑥ 出店者から出るごみ(食材の残り、油、油缶、発砲スチロールケース、その他設営資機材物品)は出店者が持ち帰ること。  
※折りたたまれた状態の「段ボール」や、可燃と不燃を分別し透明(半透明)な袋に入れた状態の「包装ゴミ等」については、21:00~21:30の間に所定の積場所へ持参した場合に限り、主催者で処分します。  
※出されたごみの状況によっては、不法投棄として対応する場合がありますので、ご注意ください。

## 6. 特記事項

- (1) 特に暑い時期のため、食中毒を起こさない注意を十分に払うこと。
- (2) 会場内及び会場付近での通行については、当日の交通規制及び当実行委員会の指示に従うこと。また、会場内での車両移動は、安全に十分注意すること。  
※交通規制の間は出店者の車両も通行不可（物品の搬入・搬出のための通行を含む）  
※所定時間以外の会場内への車両の出入り（会場内の移動を含む）は原則認めない。
- (3) 当日は、当実行委員会等で出店の巡視を行う。実行委員会等からの質問・確認・指示等に対して、誠意をもって対処すること。
- (4) 販売品に係る購入者への対応（問い合わせ・苦情・事故等）について、また仕入れ・売上・人出の補償について、当実行委員会は一切の責任を負わない。
- (5) 出店中は周辺の美化に努めること。出店終了後は出店場所及び出店周辺の清掃活動を行い原状回復すること。原状回復が不十分な場合は、後日の主催者の呼び出しに応じ、清掃活動を行うこと。
- (6) 提出された書類は返却できません。
- (7) 他人の商号または名義・住所を借りて申し込むことはできない。また、場所の転貸や目的外使用をしてはならない。
- (8) 出店申込が多数の場合は、出店許可の調整（振込済の出店料は返金対応）するものとする。
- (9) この要綱に記載されていない事柄については、その都度出店者と当実行委員会で協議し決定するものとする。

## 7. 申請書類等

- (1) 提出書類
  - ① 出店申込書 ※本書に記載された品目以外の販売は禁止
  - ② 出店誓約書（別紙1）
  - ③ 出店従事者名簿（別紙2） ※必ず全員の本人確認書類を添付すること。
  - ④ 営業許可証の写し ※飲食の出品の場合のみ
- (2) 提出期限 令和8年6月19日（金） 17：00必着
- (3) 提出先 〒680-1221 鳥取市河原町渡一木 277  
鳥取市河原町総合支所 産業建設課

## 8. 出店料の納付

- (1) 金額 1ブースあたり25,000円 ※1団体2ブースまで
- (2) 振込先 鳥取銀行 河原支店 普通 315955  
あゆ祭企画実行委員会 会長 蓮佛 進（アユツリカクジツクワインカイ）
- (3) 納付期限 令和8年6月27日（金）まで  
※出店申込多数による出店不許可の場合は令和8年6月23日（火）までに連絡します。  
※現金持参は受付できませんのでご了承ください。

## 9. 事前説明会（予定） ※日時・場所等が変更となった場合は、追って連絡します。

- (1) 日時 令和8年7月9日（木） 18：00～19：00（予定）
- (2) 場所 鳥取市河原町総合支所3階 大会議室（鳥取市河原町渡一木 277）
- (3) 説明内容 ①出店概要 ②注意事項 ③各種調整事項 等

## 10. お問い合わせ先

あゆ祭企画実行委員会 事務局  
〒680-1221 鳥取市河原町渡一木 277 鳥取市河原町総合支所産業建設課内  
TEL：0858-71-1726 / FAX：0858-85-0672-  
メール：kw-sangyo@city.tottori.lg.jp